

令和3年1月29日

会 員 各 位

長崎市福祉部

部 長 山 口 伸 一

長崎市介護支援専門員連絡協議会

会 長 大 町 由 里

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援に係る対応について(第9報)

緊急事態宣言の発令と同時に、介護支援専門員による通所系サービス等の調整・サービス事業所の協力体制、長崎市在宅支援リハビリセンターによる通所サービスへの感染対策等の訪問、長崎大学病院感染制御教育センターや長崎大学熱帯医学研究所の先生方のご指導、市民の方のご協力等によって長崎市では、少しずつ感染者数の減少傾向がみられています。皆様方にはご協力を頂き、誠にありがとうございます。しかしながら、全国的にも感染者数の高止まりは続いていますので、これまでも同様に感染拡大をできる限り抑制するようなケアマネジメントにご留意お願いいたします。

第8報に掲載いたしました、

○期間については、18日(月)から1月いっぱいまでとすること。

○通所系サービスについては、この期間内は、可能な限り、複数事業所の利用を控えていただきたい事。

可能な限り、複数事業所の利用を控えていただきたい事。へのお願いの期間は1月いっぱいまでとなっております。介護支援専門員の皆様におかれましては、ご利用者ご家族の意向による調整とサービス事業所の状況に応じた、個々のケアマネジメントによる対応をお願い致します。尚、現在、緊急事態宣言中である事、また、ステージ4の状況であることから、ステージの変化も参考にいただければと思います。

それぞれのサービス事業所における感染対策が、何よりクラスター発生の抑制となります。今後も引き続き、新型コロナウイルスを「持ち込まない」「広げない」「持ち出さない」に留意し、どうぞご自愛ください。

※長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページへ掲載しています。

- ❖ 長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております。
- ❖ ご意見等がございましたら、当議会のホームページのフォームに送信ください。